



計 量 証 明 書

W-292476-001

平成 29 年 10 月 18 日

蒲野建設株式会社 様



株 本 大東環境科学
社 社

〒 020-0836 盛岡市津志田西一丁目2-23
総合技術センター

〒 028-3621 紫波郡矢巾町大字広宮沢1-265

TEL 019-698-2671 FAX 019-697-1660

計量証明事業登録番号 岩手県第51号(濃度)

環境計量士 谷地 一志



試料採取年月日	平成 29 年 9 月 27 日	9 時 26 分
天候・気温・水温	前日 晴	当日 晴 気温 19.3℃ 水温 12.6℃
試料採取場所又は試料の名称	蒲野建設株式会社 産業廃棄物処分場 (久慈市山形町日野沢4-78-34他) 浸出水採取口	
試料の種類	浸出水	
試料の外観・臭気等		
試料採取者	当社 栗林 明	
試料受付年月日	平成 29 年 9 月 27 日	

貴依頼による濃度に係る計量証明の結果を次の通り報告致します。

担当者 吉田 学

計 量 の 対 象	計 量 証 明 の 結 果	基 準 値	計 量 の 方 法
アルキル水銀	不検出 (0.0005 mg/L)	検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号付表2
総水銀	0.0005 mg/L 未満	0.0005以下	昭和46年環境庁告示第59号付表1
カドミウム	0.0003 mg/L 未満	0.003以下	JIS K 0102-55.4
鉛	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0102-54.4
六価クロム	0.005 mg/L 未満	0.05以下	JIS K 0102-65.2.5
砒素	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0102-61.4
全シアン	不検出 (0.1 mg/L)	検出されないこと	JIS K 0102-38.1.2及び38.5 (JIS K 0170-9 6.3.3)
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	不検出 (0.0005 mg/L)	検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号付表3
トリクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0125-5.2

(株)大東環境科学

計量の対象	計量証明の結果	基準値	計量の方法
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0125-5.2
ジクロロメタン	0.002 mg/L 未満	0.02以下	JIS K 0125-5.2
四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002以下	JIS K 0125-5.2
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L 未満	0.004以下	JIS K 0125-5.2
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.1以下	JIS K 0125-5.2
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L 未満	0.04以下	JIS K 0125-5.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L 未満	1以下	JIS K 0125-5.2
1,1,2-トリクロロエタン	0.0005 mg/L 未満	0.006以下	JIS K 0125-5.2
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/L 未満	0.002以下	JIS K 0125-5.2
チウラム	0.0006 mg/L 未満	0.006以下	昭和46年環境庁告示第59号付表4
シマジン	0.0003 mg/L 未満	0.003以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5第1
チオベンカルブ	0.002 mg/L 未満	0.02以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5第1
ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0125-5.2
セレン	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0102-67.4
1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05以下	昭和46年環境庁告示第59号付表7第3
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.0002 mg/L 未満	0.002以下	平成9年環境庁告示第10号付表第2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.56 mg/L	10以下	JIS K 0102-43.1.2及び JIS K 0102-43.2.5
ふっ素	0.08 mg/L 未満	—	JIS K 0102-34.4 (JIS K 0170-6 6.3.3)
ほう素	0.21 mg/L	—	JIS K 0102-47.4
	以下余白		

備考：基準値は「昭和52年総・厚生省令第1号」による。不検出とは、計量の結果が（ ）内に記載した定量限界値を下回ることをいう。



計量証明書

W-292476-002

平成 29 年 10 月 18 日

蒲野建設株式会社 様



株 式 会 社 大 東 環 境 科 学

本 社

〒 020-0836 盛岡市津志田西一丁目2-23
総合技術センター

〒 028-3621 紫波郡矢巾町大字広宮沢1-265

TEL 019-698-2671 FAX 019-697-1660

計量証明事業登録番号 岩手県第51号(濃度)

環境計量士

谷 地 一 志



試料採取年月日	平成 29 年 9 月 27 日	9 時 13 分
天候・気温・水温	前日 晴	当日 晴 気温 18.5℃ 水温 10.2℃
試料採取場所又は試料の名称	蒲野建設株式会社 産業廃棄物処分場 (久慈市山形町日野沢4-78-34他) 井戸上流	
試料の種類	地下水	
試料の外観・臭気等		
試料採取者	当社 栗林 明	
試料受付年月日	平成 29 年 9 月 27 日	

貴依頼による濃度に係る計量証明の結果を次の通り報告致します。

担当者 吉田 学

計量の対象	計量証明の結果	基準値	計量の方法
アルキル水銀	不検出 (0.0005 mg/L)	検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号付表2
総水銀	0.0005 mg/L 未満	0.0005以下	昭和46年環境庁告示第59号付表1
カドミウム	0.0003 mg/L 未満	0.003以下	JIS K 0102-55.4
鉛	0.002 mg/L	0.01以下	JIS K 0102-54.4
六価クロム	0.005 mg/L 未満	0.05以下	JIS K 0102-65.2.5
砒素	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0102-61.4
全シアン	不検出 (0.1 mg/L)	検出されないこと	JIS K 0102-38.1.2及び38.5 (JIS K 0170-9 6.3.3)
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	不検出 (0.0005 mg/L)	検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号付表3
トリクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0125-5.2

(株)大東環境科学

計量の対象	計量証明の結果	基準値	計量の方法
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0125-5.2
ジクロロメタン	0.002 mg/L 未満	0.02以下	JIS K 0125-5.2
四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002以下	JIS K 0125-5.2
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L 未満	0.004以下	JIS K 0125-5.2
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.1以下	JIS K 0125-5.2
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L 未満	0.04以下	JIS K 0125-5.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L 未満	1以下	JIS K 0125-5.2
1,1,2-トリクロロエタン	0.0005 mg/L 未満	0.006以下	JIS K 0125-5.2
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/L 未満	0.002以下	JIS K 0125-5.2
チウラム	0.0006 mg/L 未満	0.006以下	昭和46年環境庁告示第59号付表4
シマジン	0.0003 mg/L 未満	0.003以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5第1
チオベンカルブ	0.002 mg/L 未満	0.02以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5第1
ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0125-5.2
セレン	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0102-67.4
1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05以下	昭和46年環境庁告示第59号付表7第3
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.0002 mg/L 未満	0.002以下	平成9年環境庁告示第10号付表第2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.02 mg/L 未満	10以下	JIS K 0102-43.1.2及び JIS K 0102-43.2.5
ふっ素	0.08 mg/L 未満	—	JIS K 0102-34.4 (JIS K 0170-6 6.3.3)
ほう素	0.01 mg/L 未満	—	JIS K 0102-47.4
	以下余白		

備考：基準値は「昭和52年総・厚生省令第1号」による。不検出とは、計量の結果が（ ）内に記載した定量限界値を下回ることをいう。



計 量 証 明 書

W-292476-003

平成 29 年 10 月 18 日

蒲野建設株式会社 様



株 式 会 社 大 東 環 境 科 学
本 社

〒 020-0836 盛岡市津志田西一丁目2-23
総合技術センター

〒 028-3621 紫波郡矢巾町大字広宮沢1-265

TEL 019-698-2671 FAX 019-697-1660

計量証明事業登録番号 岩手県第51号(濃度)

環境計量士 谷地 一志



試料採取年月日	平成 29 年 9 月 27 日	9 時 51 分
天候・気温・水温	前日 晴	当日 晴 気温 19.8℃ 水温 14.5℃
試料採取場所又は試料の名称	蒲野建設株式会社 産業廃棄物処分場 (久慈市山形町日野沢4-78-34他) 井戸下流	
試料の種類	地下水	
試料の外観・臭気等		
試料採取者	当社 栗林 明	
試料受付年月日	平成 29 年 9 月 27 日	

貴依頼による濃度に係る計量証明の結果を次の通り報告致します。

担当者 吉田 学

計 量 の 対 象	計 量 証 明 の 結 果	基 準 値	計 量 の 方 法
アルキル水銀	不検出 (0.0005 mg/L)	検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号付表2
総水銀	0.0005 mg/L 未満	0.0005以下	昭和46年環境庁告示第59号付表1
カドミウム	0.0003 mg/L 未満	0.003以下	JIS K 0102-55.4
鉛	0.001 mg/L	0.01以下	JIS K 0102-54.4
六価クロム	0.005 mg/L 未満	0.05以下	JIS K 0102-65.2.5
砒素	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0102-61.4
全シアン	不検出 (0.1 mg/L)	検出されないこと	JIS K 0102-38.1.2及び38.5 (JIS K 0170-9 6.3.3)
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	不検出 (0.0005 mg/L)	検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号付表3
トリクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0125-5.2

(株)大東環境科学

計量の対象	計量証明の結果	基準値	計量の方法
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0125-5.2
ジクロロメタン	0.002 mg/L 未満	0.02以下	JIS K 0125-5.2
四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002以下	JIS K 0125-5.2
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L 未満	0.004以下	JIS K 0125-5.2
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.1以下	JIS K 0125-5.2
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L 未満	0.04以下	JIS K 0125-5.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L 未満	1以下	JIS K 0125-5.2
1,1,2-トリクロロエタン	0.0005 mg/L 未満	0.006以下	JIS K 0125-5.2
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/L 未満	0.002以下	JIS K 0125-5.2
チウラム	0.0006 mg/L 未満	0.006以下	昭和46年環境庁告示第59号付表4
シマジン	0.0003 mg/L 未満	0.003以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5第1
チオベンカルブ	0.002 mg/L 未満	0.02以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5第1
ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0125-5.2
セレン	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0102-67.4
1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05以下	昭和46年環境庁告示第59号付表7第3
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.0002 mg/L 未満	0.002以下	平成9年環境庁告示第10号付表第2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.10 mg/L	10以下	JIS K 0102-43.1.2及び JIS K 0102-43.2.5
ふっ素	0.08 mg/L 未満	—	JIS K 0102-34.4 (JIS K 0170-6 6.3.3)
ほう素	0.01 mg/L	—	JIS K 0102-47.4
	以下余白		

備考：基準値は「昭和52年総・厚生省令第1号」による。不検出とは、計量の結果が（ ）内に記載した定量限界値を下回ることをいう。

「別紙」 浸透水等計量対象基準一覧

	計量の対象	基準値	計量の方法
採取設備	水素イオン濃度 (pH)	5.8以上8.6以下	J I S K 0 1 0 2 - 1 2 . 1
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	20mg/l以下	J I S K 0 1 0 2 - 2 1 及び J I S K 0 1 0 2 - 3 2 . 3
	化学的酸素要求量 (COD)	40mg/l以下	J I S K 0 1 0 2 - 1 7
検査 25項目 周縁地下水及び浸透水	アルキル水銀	検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号付表2
	総水銀	0.0005mg/l以下	昭和46年環境庁告示第59号付表1
	カドミウム	0.01mg/l以下	J I S K 0 1 0 2 - 5 5 . 3
	鉛	0.01mg/l以下	J I S K 0 1 0 2 - 5 4 . 3
	六価クロム	0.05mg/l以下	J I S K 0 1 0 2 - 6 5 . 2 . 4
	砒素	0.01mg/l以下	J I S K 0 1 0 2 - 6 1 . 3
	全シアン	検出されないこと	J I S K 0 1 0 2 - 3 8 . 1 及び J I S K 0 1 0 2 - 3 8 . 3
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号付表3
	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
	四塩化炭素	0.002mg/l以下	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下 1,2-ジクロロエチレン (シス 及びトランス) の合計量	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
	チウラム	0.006mg/l以下	昭和46年環境庁告示第59号付表4
	シマジン	0.003mg/l以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5第1
	チオベンカルブ	0.02mg/l以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5第1
	ベンゼン	0.01mg/l以下	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
	セレン	0.01mg/l以下	J I S K 0 1 0 2 - 6 7 . 3
1,4-ジオキサソ	0.05mg/l以下	昭和46年環境庁告示第59号付表7第3	
塩化ビニルモノマー	0.002mg/l以下	平成9年環境庁告示第10号付表第2	